

## 議会基本条例策定特別委員会（第6回検討事項）会派検討内容

資料2-1

検討事項	市民等の参加による意見交換会開催		請願・陳情者からの意見聴取		議会モニターの実施	
「考え方」 前回提示内容	(前回確認内容 ※傍線部分を修正) 議会は、市民との連携を推進し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民参加や市民の意見を市政に反映させる機会を確保しなければならない。 そのため、議会は、 <u>テーマを決めたうえで</u> 、市民との意見交換や意見聴取の場を多様に設けることができる。		議会は、請願及び陳情の審議等にあたっては、必要に応じて請願や陳情の提出者の意見を聴いたうえで、審議等を行うとともに、当該請願者又は陳情者から申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。		(修正案) 議会は、必要に応じて、議会の運営等に関する意見を聴取できる体制を整えるとともに、モニターとの意見交換を通して、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に市民の意思を反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。	
区分	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等	条例案 掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	議会は意見聴取する場を多様に設けることができることとする。（意見交換については、テーマを決めて意見聴取することができる。）	○	・議会は、請願及び陳情の審議等にあたっては、必要に応じて提出者の意見を聴くことができる。	×	・現時点においては、今後の検討課題とする。
みらい福島	○	—	○	・詳細については運用細目で決めることではあるが、基本的に賛成する。 ・特別の事由（宗教、暴力団関係、社会良俗に反するなど）が無い限りなど、考慮すべきではないか。	○	—
市民21	△	①必要性、趣旨については賛同できる。 ②しかし、意見聴取は問題ないとするが、意見交換会については、あくまで議会として開催するからには私的意見ではなく、議会としての発言が求められると認識する。出席議員が個人ではなく議会としての意見交換・発言をどのように行うか疑問が残る。出席議員の私的な意見・発言をどのように扱うか、ルールを定めるにしてもイメージができない。	×	・審査に必要かどうかは議会の都合であり、陳情については必須事項が網羅されていれば提出に何ら制限は無いことから、審査の過程で必要が生じた場合のみ実施。	×	・多様な課題について広く意見を聴取するにあたり、モニターのように特定の者に固定するのは趣旨に添わないと考える。 ・「議員活動」の文言は、議員への監視とも読み取れるので、賛同できかねる。
公明党	○	意見交換者の選定や議会側の対応者、開催に当たっての広報と課題があるが、まずは開催する方向で検討する。	○	—	△	・必要な項目ではあるが現時点では検討したい。
日本共産党	○	異議なし	○	・「考え方」の言葉通りとする。 ・「特別の事由がない限り」等の文言は入れない。	○	・修正案で異議なし
社民党・護憲連合	○	・市民等の参加による意見交換会開催については、「テーマを決めて実施し、あくまで意見交換と意見聴取にとどめ、出席議員の個人的見解は行わない。」	○	・必要に応じて請願や陳情の提出者の意見を聴取し、審議等を行うことができ、また、当該請願または陳情者から申し出があった場合は、当該請願または陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。	○	・盛り込む場合の条件は、北名古屋市の市議会モニターの内容と同様にすべき。（市議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けることができる。）

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない